


春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年4月15日 NO.13

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

商売継続へ！融資でつなごう！踏ん張ろう！

緊急事態宣言が発表され、外出自粛の影響が中小業者を苦しめています。1日の来客が0人になった飲食店、元請の営業中止で先の仕事が無くなった下請建築業、部品不足で仕事が進まない自動車修理業。全ての業界で悲鳴が上がっています。

現在の中小業者支援としては、補正予算成立後に確定する「持続化給付金」（売上が前年同月比50%減で個人事業主100万円、法人200万円の助成）がありますが、5月の連休明けからの申請開始、6月初め頃の給付開始となりそうです。

コロナウイルス緊急融資の相談と獲得、次々に

コロナウイルス緊急融資の相談が続いています。今までだったら借りることができなかった制限も緩和されています。年齢が70歳を超えていても、国保や住民税などに滞納があっても、今回提出した確定申告が赤字でも、融資の獲得ができています。

現在、政策金融公庫では融資実行まで1カ月～1カ月半ほどかかっています。市や町、県の窓口である銀行や信用金庫でも審査の混雑が予想されます。

公庫と川越市の制度融資は無担保、金利・保証料実質0で借りられます。政府が22日に成立を目標としている補正予算成立後には、市町村や県の制度融資の金利と保証料0と据置5年への補助、借り換えとリスク対応もさらに緩和される予定です。

借りて商売つなごう

申請書類も以前より簡素化されて、簡単に申請できるようになっています。必要書類のわからない所は民商で一緒に作成しています。

コロナの終息はまだ見えません。返さなければならない融資ですが、持続化給付金獲得で返すという手などもあります。0金利の延長などを求めて国や自治体への要請も強めていきましょう。融資獲得で商売継続、活路を見出しましょう。

2市7町に業者支援策を緊急要請

4/8、先日の川越市に引き続き、東松山市、小川町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、吉見町、嵐山町にそれぞれに対し、コロナウイルスによる休業補償など、業者支援の緊急要請を行いました。

国保加入者のコロナウイルス感染による傷病手当金支給について、感染者が確認されている東松山市、ときがわ町では早期の条例を検討する回答を受けましたが、その他の自治体ではまだ意識が低いように感じました。

独自の融資制度や金利・保証料補助も、一部の自治体では検討を進めていますが、業者支援という観点では対応が遅れています。民商では、地元業者の商売継続支援を求め、要請を続けていきます。



従業員を守れ！雇用調整助成金の範囲拡大

4/1から、雇用調整助成金の緊急対応が始まり、詳細が公表されました。

- 支給者 = 雇用保険加入者のみ → 週20時間以内の雇用保険に加入していないパート・アルバイトまで拡大
- 助成率 = 2/3 → 4/5へ拡大（解雇を行わない場合は9/10まで拡大）
- 要件 = 売上3カ月10%減 → 1カ月5%減へ
- 最低休業日数 = 所定労働延日数1/20 → 1/40へ
- 短時間休業 = 一斉休業 → 部署や仕事・任務単位での休業可。1時間単位での短縮営業なども助成対象。1/24までの遡及可。
- 残業相殺の禁止 = 残業・休日出勤を代休にて相殺することを停止。休業した分は助成金を申請することとする。1/24までの遡及可。
- 教育訓練加算金 = 教育訓練（要件あり）を行う場合は2400円の加算あり。

【雇用調整助成金申請までの流れ】

- コロナウイルスの影響により、休業や営業時間の短縮を余儀なくされた。
- 従業員を休業させる。勤務日を減らす。労働時間を短くする。
- 労使協定を結び、休業計画届作成（提出は事後でも構わない）。
- 従業員へ休業手当（3か月平均賃金の60%以上）を支給する。
- 申請書などを作成、ハローワークへ提出。→約1カ月後、会社・事業主に振り込み。

【注意点】

- 事業主・会社に支給される1人1日当たりの上限金額は8330円。
- 雇用保険適用事業所、もしくは労災保険適用事業所である必要があります。パートのみなどで労災保険に加入していない場合は、民商で遡って加入もできます。
- 代表者、法人役員、家族専従者は適用外。しかし法人の兼務役員や、従業員として雇用されている法人の子供などの親族、雇用されたが休業になり1日も働いていない従業員などは支給対象。
- コロナウイルスに感染した従業員は、社保・国保、もしくは労災の傷病手当を感染した従業員が申請します。会社に感染後の休業手当の義務はありません。

保育園・学童保育の保育料減免 埼玉県緊急事態措置

5/6まで、保育園・学童保育の規模縮小運営が要請されました。園児の登園自粛や保育園休業の場合、利用者負担額の減免があります。市町村によっては、企業型保育園も対象となる場合があります。計算方法が異なりますので、お住いの市町村にご確認ください。

【訂正】消費税の申告期限4/16まで 全ての税金1年間の延滞税猶予

民商だより等で消費税納付期限を4/30までと記載していましたが、4/16までの誤りでした。来年1/31までに納付期限がある全ての税金に関して、延滞税を徴収しない旨が発表されました。確定申告、法人決算書類の提出についても、延長が認められます。

編集幸喜 毎日、コロナウイルス関連の制度が発表、改正されています。

早期の情報伝達のため、不定期の配信になりそうですが、民商の公式LINE@を設置しました。右のQRコードから登録が出来ます。Facebookでもお知らせをしています。